

参考4 医療保険制度の財政構造表(令和元年度)

1. 財政構造表とは

財政構造表とは、現行の医療保険制度の下、ある年度の医療費を賄うために必要な患者負担、公費、保険料の財源を、各制度別に財政調整等を踏まえ推計したもの。

2. 医療保険制度の財政構造

医療保険制度の医療費の財政負担は、65歳未満、前期高齢者、後期高齢者の3つの区分で大きく構造が異なっており、財政構造表においてもこの3区分に分けて財政負担額を推計。

- ・65歳未満 … 制度間の財政調整は基本的に各医療保険者が、公費負担分を除き、各自の医療給付費を保険料で賄っている。ただし、市町村国保の退職被保険者等の医療給付費については、退職被保険者の保険料で賄えない部分を、被用者保険が総報酬で按分して負担。
- ・前期高齢者 … 前期高齢者の多い保険者の負担を緩和するため、前期高齢者の加入率を用いて制度間の財政調整を行っており、この前期財政調整後の金額を各保険者が負担。
- ・後期高齢者 … 医療給付費の1割を後期高齢者の保険料、5割を公費、4割を被用者保険及び国保からの支援金で賄うことを基本としている。後期高齢者支援金は被用者保険及び国保が加入者数按分(被用者保険間は全面総報酬割)で負担するが、前期高齢者に係る後期高齢者支援金には前期高齢者の医療給付と同様、制度間の財政調整がある。

3. 留意点

① 医療費、医療給付費、患者負担

- ・平成31年4月～令和2年3月診療分の医療費、医療給付費及び患者負担。
- ・医療給付費は医療保険の給付費であり、70歳以上74歳以下の者の一部負担金の引下げに係る「指定公費」、その他公費負担医療の給付費や地方単独事業分の給付費は含まない。
- ・患者負担は、医療費から上記の医療保険給付費を控除したもの。

② 公費

- ・公費には、医療給付費の定率で算定される定率公費の他、高額医療費等の共同事業に対する公費、保険料軽減に対する定額公費(医療給付相当分に限る。)等も、医療給付に当てられることとなるため含まれている。
- ・市町村国保の法定外一般会計繰入は公費に含まれていない。

③ 所要保険料

- ・所要保険料は医療給付費から上記公費を控除して算出したもので、その年度の医療給付を賄うために必要な保険料となる。なお、市町村国保については、法定外繰入がなかった場合の保険料となる。
- ・実際の保険料は、①傷病手当金等の現金給付や事務費に当てるための保険料も含まれること、②前年度の剰余不足の繰り越しや基金などを活用して設定されること、等から財政構造表の所要保険料額と異なる。

医療保険制度の財政構造表 - 令和元年度 - (4-3ベース)

(単位：億円)

	協会健保	組合健保	日雇特例	船保	共済	被用者計	市町村一般	退職	市町村国保	国保組合	国保計	特別負担調整(※)	若人計	後期高齢者	医療保険計
医療費	74,852	47,299	10	242	13,825	136,228	102,773	102	102,876	5,517	108,393		244,621	170,729	415,350
患者負担	16,320	10,266	2	50	2,966	29,604	16,587	13	16,600	1,153	17,754		47,357	14,134	61,491
給付費	58,532	37,034	8	192	10,859	106,624	86,186	90	86,276	4,363	90,639		197,263	156,596	353,859
給付費(前期調整対象除く)	46,868	33,511	6	144	10,387	90,915	33,426	90	33,515	3,029	36,545		127,460	156,596	
所要保険料(軽減後)	39,182	32,776	5	116	10,387	82,466	11,772	23	11,795	1,879	13,675		96,141	12,762	
公費	7,686	734	1	28		8,449	21,653		21,653	1,150	22,803		31,253	78,901	
交付金(他制度からの移転)								67	67		67		67	64,932	
前期財政調整対象分	25,494	16,571	1	74	4,647	46,788	20,404	17	20,421	1,785	22,207	61	69,056		
給付費(前期調整対象分)	11,665	3,523	2	48	472	15,709	52,760	-	52,760	1,334	54,094		69,804		
前期財政調整(給付費分)	13,830	13,048	-1	26	4,175	31,079	-32,356	17	-32,339	451	-31,888	61	-748		
所要保険料(軽減後)	21,313	16,571	1	74	4,647	42,607	7,190		7,190	1,100	8,290		50,897		
公費	4,181		0			4,181	13,215		13,215	685	13,900	61	18,142		
交付金(他制度からの移転)								17	17		17		17		
後期高齢者支援金	22,500	22,274	9	75	7,066	51,925	11,953	16	11,969	1,788	13,757		65,681		
後期支援金(加入者割)			10			10	16,333	14	16,347	1,404	17,750		17,760		
後期支援金(総報酬割)	20,668	19,814		71	6,312	46,865				307	307		47,172		
前期財政調整(加入者割)			-1			-1	-4,380	2	-4,378	48	-4,330		-4,331		
前期財政調整(総報酬割)	1,832	2,460		4	754	5,050				29	29		5,080		
所要保険料(軽減後)	22,500	22,274	8	75	7,066	51,924	4,930		4,930	1,201	6,130		58,054		
公費	-		1			1	7,023		7,023	587	7,610		7,611		
交付金(他制度からの移転)								16	16		16		16		
退職拠出金(保険料負担)	38	49	-	0	12	99				1	1		100		
財政負担計	94,901	72,405	16	294	22,111	189,727	65,783	23	65,806	6,603	72,409	61	262,196	91,663	353,859
所要保険料(軽減後)	83,033	71,671	14	266	22,111	177,096	23,892	23	23,915	4,181	28,095		205,191	12,762	217,953
65歳未満	77,031	69,786	11	238	21,817	168,883	13,216	23	13,239	3,659	16,897		185,780		
前期高齢者	6,002	1,885	4	28	294	8,213	10,676	-	10,676	522	11,198		19,411		
公費	11,867	734	2	28		12,631	41,891	-	41,891	2,422	44,313	61	57,005	78,901	135,907
国	11,867	734	2	28		12,631	29,759		29,759	2,422	32,181	61	44,873	50,557	95,430
都道府県							9,760		9,760		9,760		9,760	15,271	25,031
市区町村							2,372		2,372		2,372		2,372	13,073	15,445
加入者数(万人)	4,034	2,887	2	12	851	7,786	2,709	2	2,712	273	2,985		10,771	1,787	12,558
65歳未満	3,724	2,790	1	11	839	7,364	1,527	2	1,529	239	1,768		9,132		
前期高齢者	311	97	0	1	12	422	1,183		1,183	34	1,217		1,638		
総報酬(億円)	964,508	924,609		3,321	294,569	2,187,006				14,329	14,329		2,201,335		
65歳未満	894,787	900,289		2,967	290,652	2,088,696				13,293	13,293		2,101,989		
前期高齢者	69,720	24,320		354	3,917	98,310				1,036	1,036		99,346		
加入者1人当たり所要保険料(万円)	20.6	24.8	8.7	22.5	26.0	22.7	8.8	10.0	8.8	15.3	9.4		19.1	7.1	17.4
所要保険料率(医療給付分)	8.6%	7.8%		8.0%	7.5%	8.1%									

(※)「特別負担調整」には、特別負担調整において国が支払基金に対して交付する額を計上している。(全ての特別負担調整対象保険者に係る特別負担調整対象額から負担調整対象額を控除した額の総額の二分の一)